

事業主の皆様へ

平成28年5月20日
社会保険労務士法人 リヴル総研
代表社員 奥村 繁子

新緑の青葉が繁れる季節を迎えました。
皆様におかれましてはいかがお過ごしでしょうかお伺い申し上げます。
さて今月は継続雇用の高齢者に関する無期転換ルールの特例について、お知らせいたします。

🌿有期雇用特別措置法による特例の適用

労働契約法の改正により、平成25年4月から「無期転換ルール」が導入されています。同一の使用者ととの有期労働契約が**5年**を超えて繰り返し更新された場合に労働者の申込みにより、無期労働契約に転換するというものです。

同じ時期に高年齢者雇用安定法第9条により高年齢者雇用確保措置をとることが義務付けられています。

そのため、ほとんどの事業所様では①65歳以上への定年の引き上げ②60歳の定年後に継続雇用制度の導入により65歳まで希望する労働者を有期契約により雇用する（対象者を希望者全員にしている場合と経過措置に基づく労使協定により対象者を限定している場合があります）のいずれかの措置がとられています。

ですが、65歳になっても元気で働ける方が多くなっているのが現状ではないかと思われます。

平成27年4月には有期雇用特別措置法が施行され特例がもうけられました、それにより**定年に達した後引き続き雇用される期間は無期転換申込み権が発生しない**ことになりました。

ただし、この特例の適用を受けるためには雇用管理措置に関する計画の**認定申請が必要**になります。（雇用管理措置として高年齢者雇用推進者の選任等があげられます）

申請にあたり30人以上常時雇用されている事業所様の場合「高年齢者雇用状況報告書（写）」（毎年6月頃にハローワークに提出義務あり）が必要となりますので提出される前にはコピーをお願いいたします。

30人以下の事業所様につきましては改めてご連絡いただくと幸いです。

ご不明の点は、リヴル総研までお問い合わせください。

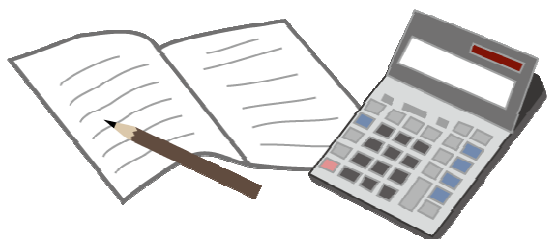
🌿 「健康保険被扶養者状況リスト」が届きます

全国健康保険協会より「健康保険被扶養者状況リスト」が届けられます。今春就職された方が、被扶養者のままになっていないか、ご確認ください。変更がある場合は、リヴル総研までご連絡ください。

健康保険被保険者証	本人(被保険者)	00000
	平成00年00月00日発行	
	記号 00000	番号 00000
氏名	田中 太郎	
生年月日	平成00年00月00日	性別 男
健康増進日	平成00年00月00日	
健康増進日	甲府乙市丙丁戊己庚地	
健康増進日	〇〇 株式会社	
保険者番号	000000	
保険者名称	000000	
保険者所在地	甲府乙市丙丁戊己庚地	

印

🌿 労働保険料年度更新が始まります



労働保険料年度更新の時節となりました。事務組合にご加入の事業所様については、既に申請が終了しております。ご協力ありがとうございました。

個別（事務組合未加入）の事業所様につきましては、これから申請が始まります。労働局からの封筒がお手元に届きましたら、リヴル総研までご連絡ください。また、H2

7年4月から28年3月までの賃金台帳が必要となります。（賃金締日と支払日によりましては、27年5月から28年4月分）ご準備をお願いいたします。

🌿 10月より、社会保険加入要件が変更

H28年10月より、501人以上の事業所において社会保険の加入要件が変更となります。従来、通常の社員の3/4以上労働する社員が加入となっていました。10月より、2/4以上となります。通常の所定労働時間が週40時間労働の事業所では、週20時間以上のパートの方でも加入することになります。（その他、細かい要件があります）



自社が500人以下であっても、配偶者が該当する社員がいるかもしれません。また、501人以上の事業所には、各自治体も含まれます。自治体に勤めている短時間勤務者には、共済に加入せず配偶者の扶養となっている方がいます。

社員の方から、「勤務時間を短くすると、現状の勤務で社保に加入すると、どちらがいいの？」と質問があるかもしれません。今のところ聞いた話では、該当する事業所ではご本人（パート勤務者）に判断を任せているところが多いようですが、決めかねている

ようです。そのような場合は、リヴル総研にご連絡ください。該当者の職歴や年齢によって様々な場合が考えられます。将来支給される年金額も視野に入れて、シミュレーションいたします。



講演会のお知らせ

弊社の奥村は、福井県経営革新フォーラムの代表として数々の活動を行っています。今回は、坂本光司先生ご推薦のセリオ株式会社の壹岐 敬社長様をお迎えして、赤字の会社に一流銀行から出向され、独立して社長となられた苦労話に加えて、根本から経営を立て直されたお話などをお聴きする講演会を企画しています。聞き応えのある内容ですので、是非ご参加をお待ちしております。

なお、この講演会は「ソフトパークふくい協同組合」との合同開催です。

講演会会場 福井県産業支援センター マルチホール

日 程 平成28年7月19日(火)

15時00分 講演開始

16時40分 講演終了

17時00分 バス出発

17時30分 懇親交流会スタート

19時30分 終了

懇親交流会費 一人 六千円

一般参加者 一万二千円

<セリオ株式会社>

1988年 会社設立 ソフトウェア事業の開始

1995年 東京支店開設(現東京オフィス)

2000年 大阪支店開設(現大阪オフィス)

日本ユニシス㈱との共同出資子会社として㈱クイックバリューを設立

2002年 名古屋支店開設(現名古屋オフィス)

2003年 岡山本部開設(現岡山本社)

2008年 ISO9001(QMS)認証を取得(システム開発部門)

2011年 おかやま次世代自動車技術研究開発プロジェクト(OVEC)に参画

2012年 豊田オフィス開設

「おかやま IT 経営力大賞」にて特別賞を受賞

2014年 グループ会社であるセリオデベロップメント㈱より電子機器設計・製造事業を移管

「電力の見える化システム」を開発、販売開始

ISO27001(ISMS)認証を取得(本社)

2015年 本店所在地を岡山県岡山市中区原尾島(現本社)に移転

トピックス



早期再就職に対する「再就職手当」を増額へ

厚生労働省は、再就職手当を2017年1月から増額する方針を示しました。具体的には、失業手当の給付期間を3分の2以上残している場合、手当の残存分を合計した7割相当を一時金のかたちで支給。支給期間を3分の1以上残して再就職した場合の手当も失業手当の合計の6割相当に引き上げます。いずれも現行より1割の引上げ。若年層を中心に高止まりしている長期失業者を減らすのがねらいで、必要となる約200億円の財源については今年度当初予算で手当済みです。



「勤務間インターバル制度」導入を職場意識改善助成金の対象に

厚生労働省は、早ければ2017年度から、職場意識改善助成金の支給対象に「勤務間インターバル制度」を導入した中小企業を加える方針を示しました。就業規則への明記を条件に、数値目標を盛り込んだ計画書を提出させ、うえて達成度合に応じて制度導入に要した労務管理用のソフトウェアの購入費、生産性を高めるための設備や機器の導入費用を支援します。

～リヴル総研よりおしらせ～

リヴル総研のホームページが出来ました！！ (<http://libresouken.com/index.html>)

社会保険・労働保険の手続き
給与計算
社員研修、など
ぜひ、ご相談ください。

皆様の会社の発展に
お役に立ちます！

代表社員 奥村 繁子

社会保険労務士法人リヴル総研

奥村繁子行政書士事務所

〒910-0347 福井県坂井市丸岡町熊堂3-7-1-19

T e l 0 7 7 6 - 6 8 - 1 6 0 0

F a x 0 7 7 6 - 6 8 - 1 6 1 0